

○朝日町入札及び契約に係る事項及び情報の公表に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性を一層向上させる観点から、朝日町が実施する建設工事及び業務委託における入札及び契約に係る情報の公表について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象、期間及び場所)

第2条 この要綱における公表の対象は、次のとおりとする。

- (1) 入札及び契約に係る基準、資格関係の諸規定等
- (2) 設計価格が250万円以上の建設工事の発注見通しに関する事項
- (3) 建設工事及び業務委託で設計価格が130万円を超えるものに係る入札及び契約の過程等に関する事項

2 前各号の公表期間は公表した日の属する年度までとし、公表する場所は、総務課とする。また、閲覧による公表のほか、インターネットによる公表を併せて行うものとする。

(入札及び契約に係る基準、資格関係諸規定等の公表)

第3条 入札及び契約に係る基準、資格関係諸規定等の公表する項目は、次の各号に掲げるものとする。なお、入札及び契約に係る基準、資格関係諸規定等を変更した場合にあっては、変更後公表するものとする。

- (1) 競争入札参加資格関係
 - ア 競争入札参加資格者名簿（格付け含む）
 - イ 競争入札参加資格審査申し込み要綱
 - ウ 朝日町建設工事共同企業体取扱要綱
- (2) 指名基準関係
 - ア 朝日町建設工事請負業者選定要領
 - イ 朝日町建設工事競争入札参加者の等級格付けに関する基準
- (3) 談合情報を得た場合等の対応関係
 - ア 朝日町公正入札調査委員会設置要領
- (4) 指名停止基準関係
 - ア 朝日町建設工事請負業者指定停止要綱
- (5) 情報公表関係
 - ア 朝日町入札及び契約に係る情報の公表に関する実施要綱

(建設工事の発注見通しに関する事項の公表)

第4条 本町が行う公共工事に係る発注の見通しに関し、公表する対象工事、内容、期間、及び方法は、朝日町公共工事の発注の見通しに関する事項の公表に関する要綱によるものとする。

(入札及び契約の過程等に関する事項の公表)

第5条 入札及び契約の過程等に関する事項の公表は、次に掲げるものとする。

- (1) 指名競争入札に付した場合
 - ア 指名業者、工事概要、入札期日、入札執行場所
 - (ア) 指名人伺い書の写し及び入札執行通知書の写し
 - イ 指名の理由
 - (ア) 指名人伺い書の写し
 - ウ 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額
 - (ア) 落札者決定後入札調書の写し
- (2) 随意契約とした場合
 - ア 工事概要、見積期日及び見積もり執行場所
 - (ア) 通知書発送後、指名人伺い書の写し及び見積執行通知の写し
 - イ 随意契約相手方の選定理由
 - (ア) 指名人伺い書の写し
 - ウ 予定価格、見積業者名及び見積金額
 - (ア) 見積調書の写し
- (3) 共通事項
 - ア 契約の内容
 - (ア) 契約締結後に契約書の写し
 - イ 契約金額の変更を伴う契約変更内容
 - (ア) 変更契約締結後に、契約変更書の写しと変更理由書の写し

(インターネットによる公表)

第6条 入札及び契約の過程等に関する事項のうち、次に規定する事項については、閲覧による公表のほか、事業発注状況の写し等により、インターネットによる公表を併せて行うものとする。

第5条の(1)指名競争入札に付した場合のウ-(ア)

(閲覧時間)

第7条 閲覧に供する時間は、原則として勤務時間内とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

◆ 測量、設計コンサル等(測量・コンサル(建築・補償・土木)地質調査等)

- ① 競争入札参加資格審査申請書
 - ② 営業に関し、法律上必要とする登録の証明(写)
 - ③ 営業所一覧表
 - ④ 測量等実績調書
 - ⑤ 技術者経歴書
 - ⑥ 登記簿謄本(法人)、身分証明(個人)※写し可
 - ⑦ 財務諸表
 - ⑧ 納税証明書(最近のもの)※写し可
 - (ア) 町内業者法人にあつては法人町民税、個人にあつては町民税
 - (イ) 町外業者法人にあつては法人税、個人にあつては所得税
 - (ウ) 消費税・地方消費税納税証明書※(イ)、(ウ)については「未納なし」の証明書でも可
 - ⑨ 委任状(任意様式)※契約を本社以外の営業所等で行う場合
 - ⑩ 印鑑証明書(原本)※法人登記にあつては法務局、個人にあつては市町村長の証明
 - ⑪ 使用印鑑届(任意様式)
- ※①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪の書類は必ず提出してください。

◆ 物品納入、その他

- ① 競争入札参加資格審査申請書
 - ② 登記簿謄本(法人)、身分証明(個人)※写し可
 - ③ 印鑑証明書(原本)
 - ④ 納税証明書(最近のもの)※写し可
 - (ア) 町内業者法人にあつては法人町民税、個人にあつては町民税
 - (イ) 町外業者法人にあつては法人税、個人にあつては所得税
 - (ウ) 消費税・地方消費税納税証明書※(イ)、(ウ)については「未納なし」の証明書でも可
 - ⑤ 委任状(任意様式)
 - ⑥ 使用印鑑届(任意様式)
- ※①、②、③、④、⑥の書類は必ず提出してください

8 その他

- (1) 提出部数は、希望する業種につき1部とする。
- (2) 証明書は、提出日より3ヶ月前までに発行されたものとする。
- (3) 提出書類はA4判フラットファイル(色指定無し)を使用し、提出書類を記載された番号順に綴り込むこと。
- (4) フラットファイルの背表紙には、会社名を記載すること。
- (5) 申請者は、法人にあつては商業登記による本社代表者とする。
- (6) 申請後に、内容等に変更があつた場合は、直ちに変更に係る証明を添付し、変更手続きを行うこと。但し、総合評定値については2年間変更しない。

- (7) 受領印の必要な方は、任意作成の上持参すること。
- (8) 営業所在地は、登記簿謄本と同様に記載し、併せてFAX番号も記載すること。
- (9) 参加資格があっても、希望しない工種があれば、別紙（任意様式）に参加しない工種を記入申請すること。

※入札参加資格が受理されれば、自動的に直ちに指名等があるものではありません。

競争入札参加資格審査申請書（物品、その他）

年 月 日

朝日町長

殿

申請者 住所
 商号又は名称
 代表者氏名 ⑩
 Tel ()
 Fax ()

年度の競争入札に参加したいので、関係書類を添えて下記により申し込み致します。

記

種名				
事業内容又は主たる営業品目				
会社概要	創業	年 月	経営のための用件となる資格等 (登録番号)	
	資本金	千円		
	従業員数	人		
取引銀行			製造又は販売の実績	
主たる取引先	仕入れ			年 月
	販売			年 月
担当者	所 属 氏 名			

○朝日町共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町が発注する建設工事について、建設業者の技術力等を結集することにより、確実かつ円滑な施工を確保すること、また、中小建設業者の施工能力の増大を図ることを目的として結成される共同企業体の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共同企業体」とは、本町が発注する建設工事(以下「工事」という。)を施工するため、工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(施工方式)

第3条 共同企業体が行う工事の施工は、当該共同企業体の各構成員がその出資の割合に応じて、資金、要員等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の組織の下に一体となって当該工事の完成に当たる共同施工方式によるものとする

(対象工事)

第4条 共同企業体による施工対象工事は、次のいずれかの工事で、指名業者選定審査会で対象とすることを決定した工事とする。

- (1) 大規模かつ技術的難度の高い工事
- (2) 中小建設業者の経営力、施工力等の強化を図るため、対象工事とすることが適当と認められる工事

(構成員)

第5条 共同企業体は、競争入札参加資格を有する者より結成されなければならない。

2 前項の構成員数は、2社又は3社とする。ただし、通常の規模を大幅に上回る場合、多数の工種にわたる場合等により技術力を結集する必要がある場合、又は、継続的な協業関係が確保される場合で、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる場合に限り、4社までとすることができる。

(構成員の出資割合)

第6条 共同企業体の各構成員の出資割合は、当該共同企業体の出資額を100として、構成員数で除して得た率の40%を下回ってはならない。この場合の代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を下回ってはならない。

(共同企業体の結成方法等)

第7条 共同企業体の結成は、工事ごとに定めた条件を満たす者が任意に結成するものとする。ただし、当該工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(入札参加申請)

第8条 共同企業体は、工事ごとに定める建設工事入札参加資格審査申請書に、委任状及び共同企業体協定書を添付して、町長が指定する日までに提出しなければならない。

(資格の審査等)

第9条 入札参加申請のあった共同体については、資格の有無を審査し、その結果を共同企業体の代表に対し通知するものとする。

(存続期間)

第10条 企業体の残存期間は、入札の結果当該発注工事を落札した共同企業体にあつては、当該工事完了後3ヶ月を経過した日までとし、落札者以外の共同企業体にあつては、当該発注工事の請負契約が締結された日までとする。

(共同施工の確保)

第11条 共同施工の確保を図るため、共同企業体に対し、その運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出させるものとし、仕様書等にその旨を記載するものとする。

(混合入札)

第12条 共同企業体による施工の対象とする工事であっても、工事の規模や内容等に照らし単体で施工できる企業（以下「単体企業」という）がいると認められる場合には、単体企業と共同企業体との混合による入札を行なうことができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

○朝日町建設工事等請負業者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事の契約に係る競争入札に参加させようとする者(以下「業者」という。)、又は随意契約の相手方となるべき者の選定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、朝日町財務規則(昭和57年規則第4号)に定めるもののほか、適正な業者等の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建設工事等に係る業者の選定)

第2条 指名業者選定審査会(以下「審査会」という。)は、次の各号に掲げる事項に留意し、朝日町財務規則第91条第3項に規定する競争入札参加者名簿(以下「名簿」という。)に登載された者から、当該建設工事等を適正かつ円滑に施工できる適格な者を選定しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 当該建設工事等についての技術的適性及び信頼性
- (4) 建設工事等の成績
- (5) 同種建設工事等の実績
- (6) 手持ち建設工事の状況
- (7) 当該建設工事等に対する地理的条件
- (8) 安全管理の状況

(格付け工事の指名業者の選定)

第3条 審査会は、土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事、管工事、舗装工事(以下「格付け工事」という。)に係る業者を選定するときは、前条各号に掲げる事項に留意の上、工事の種類及び工事の金額に応じ、名簿に登載された者で、次の各号の入札参加範囲の等級に格付けされた者から、適正な者を選定しなければならない。ただし、緊急を要する工事及び特別な技術を要する工事、その他特に必要と認める工事については、この限りでない。

(1) 土木一式工事

設計金額	入札参加資格工事等級
5,000万円以上	A、B
1,000万円以上5,000万円未満	A、B、C
1,000万円未満	B、C

(2) 建築一式工事

設計金額	入札参加資格工事等級
7,000万円以上	A、B
1,000万円以上7,000万円未満	A、B、C
1,000万円未満	B、C

(3) 水道施設工事・管工事

設計金額	入札参加資格工事等級
3,000万円以上	A、B
500万円以上3,000万円未満	A、B、C
500万円未満	B、C

(4) 舗装工事

設計金額	入札参加資格工事等級
2,000万円以上	A、B
500万円以上2,000万円未満	A、B、C
500万円未満	B、C

(その他の工事の指名業者の選定)

第4条 審査会は、格付け工事以外の工事(以下「その他の工事」という。)に係る業者を選定するときは、第2条各号に掲げる事項に留意の上、工事の種類及び工事の設計金額に応じ、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づく経営事項審査の結果等を考慮し、名簿に登載されている者から、適格な業者を選定しなければならない。

(団体選定の場合の二重選定の禁止)

第5条 審査会は、協同組合、企業組合及び協業組合(以下「協同組合」という。)又は共同企業体を選定するときは、当該団体の組合員又は構成員となっている者を同時に選定してはならない。また同一の者が加入している協同組合及び共同企業体を同時に選定してはならない。

(選定の回避)

第6条 審査会は、名簿に登載された者が次の各号の一に該当することとなったときは、当該業者を選定しないものとする。

- (1) 破産状態にあると認められるとき。
- (2) 建設業の許可が失効したとき。

- (3) 建設業の許可が取り消されたとき。
- (4) 名簿に登載された後、資格審査申請書の記載内容に虚偽があると判明したとき。
- (5) 建設業法に違反する行為があるとき。
- (6) 朝日町建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定に該当しない者であること。

(随意契約の相手方となるべき者の選定)

第7条 随意契約の相手方となるべき者を選定する場合は、第2条各号の規定に留意するとともに、当該業者が第6条各号の一に該当することとなったときは、選定しないものとする。

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じてそのつど定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

○朝日町建設工事競争入札参加者の等級格付けに関する基準

(目的)

第1条 この基準は、建設工事の競争入札に参加することができる資格を有する者(以下「資格者」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び朝日町財務規則(昭和57年規則第4号)に定めるもののほか、資格者の等級の格付け基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(等級格付け)

第2条 等級格付けは、次に掲げる工事の資格者について、工事の種類ごとに次の各号に掲げる工事について行う。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 水道施設工事
- (4) 管工事
- (5) 舗装工事

(等級格付けの方法)

第3条 等級別格付けは、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査により算定された総合評点(以下「総合評点」という。)に基づいて行う。

(営業年数2年未満の者の等級格付け)

第4条 営業開始後24か月を経過しない者は最下等級に格付けするものとする。

(共同企業体の等級格付け)

第5条 共同企業体については、結成のつど等級格付けを行うものとし、原則として各構成員が付与されている等級のうち、最上級の等級をもってその共同企業体の等級とする。

(等級格付けの基準)

第6条 等級別格付けの区分は、次のとおりとする。

- (1) 土木一式工事

等級	総合評点
A	780点以上
B	680点以上779点以下
C	679点以下

(2) 建築一式工事

等級	総合評点
A	800点以上
B	700点以上799点以下
C	699点以下

ただし、総合評点が800点以上であっても、Aに格付けされる者は、1級建築士若しくは1級建築施工管理士を有しなければならない。

(3) 水道施設工事

等級	総合評点
A	740点以上
B	650点以上739点以下
C	649点以下

(4) 管工事

等級	総合評点
A	720点以上
B	650点以上719点以下
C	649点以下

(5) 舗装工事

等級	総合評点
A	770点以上
B	660点以上769点以下
C	659点以下

(資格者名簿への登載及び公表)

第7条 資格審査の結果は、競争入札参加者資格名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載し、公表する。

(資格者名簿への不登載)

第8条 競争入札参加資格申請書の記載内容に重大な虚偽がある場合は、その者を資格者名簿へ登載しないものとする。

(名簿登載後の等級変更)

第9条 資格者名簿登載後の等級変更は、原則として行わないものとする。

(名簿登載の有効期間)

第10条 資格者名簿の有効期間は、西暦における奇数年に競争入札参加資格申請書の提出を行った者は、当該登録された日の属する年の4月1日から翌々年の3月31日までとし、西暦における偶数年に指名競争入札資格申請書の提出を行った者は、登録された日から登録された日の属する年の翌年の3月31日までとする。

(資格者名簿からの削除)

第11条 資格者名簿に登載された後、次の各号に掲げる事項の一に該当することとなった者がある場合は、資格者名簿からその者を削除するものとする。

- (1) 資格者名簿に登載されている個人が死亡したとき。
- (2) 法人が合併により消滅したとき。
- (3) 法人が破産以外の事由により解散したとき。
- (4) 廃業したとき。

(資格の承継)

第12条 資格者名簿に登載された後、個人が法人を設立したとき、又は法人が合併したとき(登載のない法人が存続した場合を含む。)等の場合で、営業の同一性を失うことなく、引き続き営業を行う承継者があると認められるときは、その承継者を資格者名簿に登載することができる。

(基準に定めない事項)

第13条 この基準に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じてそのつど定めるものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する

○朝日町公正入札調査委員会設置要綱

(目的)

第1条 建設工事等の入札の適正を期すため、朝日町公正入札調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

(調査審議事項)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

(1) 工事等について入札談合に関する情報があつた場合、次の事項を調査及び審議する。

ア 事情聴取の実施に関すること。

イ 入札の延期・取りやめ等に関すること。

ウ 公正取引委員会への通報に関すること。

(2) その他入札談合に関する情報があつた場合の対応に関すること。

(3) 低入札調査基準価格を下回る価格による入札があつた場合、契約の履行の可否に関すること。

(構成)

第3条 調査委員会は、原則として指名審査選定審査会(以下「審査会」という。)の委員をもって構成するものとし、委員長は、審査会の会長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、第2条各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じて調査委員会を招集し会議を開催する。

(事務局)

第5条 調査委員会の事務局は、総務課に置くものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

○朝日町建設工事請負業者指名停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町施行にかかる建設工事の指名競争入札に参加することができる有資格業者（指名競争入札参加資格名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）に対し、指名停止の事由に該当するものを一定の期間指名の選定から除外（以下「指名停止」という。）することについて、必要な事項を定める。

(指名停止の事由及びその期間)

第2条 有資格業者が別表指名停止基準の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

(指名通知の取り消し)

第3条 有資格業者に対し指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人の指名停止)

第4条 第2条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(事業協同組合及び共同企画体に対する措置)

第5条 有資格業者である事業協同組合及び共同企業体（以下「事業協同組合等」という。）について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該事業協同組合等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 第2条、第4条又は前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む事業協同組合等については、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止事由の競合)

第6条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

(指名停止事由の短期加重措置)

第7条 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止期間の短期の期間は、当該指名停止事由について定められている短期の期間の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 指名停止事由第1号から第8号各号の事由による指名停止の期間満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に指名停止事由第1号から第8号各号の指名停止事由に該当することとなったとき。
- (2) 指名停止事由第9号から第18号各号の事由による指名停止の期間満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に指名停止事由第9号から第18号各号の指名停止事由に該当することとなったとき。（次号に掲げる場合を除く。）
- (3) 指名停止事由第9号から第14号の各号の事由による指名停止の期間満了後3カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に指名停止事由第9号から第14号各号の指名停止事由に該当することとなったとき。

（指名停止の期間の短期及び延長）

第8条 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2条の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

2 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第6条の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

（指名停止期間の変更）

第9条 指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特例の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、当該別表各号及び第6条から第8条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

（指名停止の解除）

第10条 指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第11条 有資格業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の行為により、次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 有資格業者が、入札・契約の執行に際して、当該入札において談合を行っていない旨の誓約書を提出していたにもかかわらず、当該事案について、指名停止事由第12号又は第14号に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、

又はあったことが明らかとなった事案において、当該関与行為に関して、指名停止事由第11号又は第12号に該当する有資格業者に悪質な事由があると認められるとき。

- (3) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ。）の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された事案において、当該職員の容疑に関して、指名停止事由第13号又は第14号に該当する有資格業者に悪質な事由があると認められるとき。

（事故等の報告）

第12条 各課等の長は、有資格業者について指名停止の事由があると認めるときは、速やかに町長に報告しなければならない。指名停止期間中の有資格業者に対し、指名停止期間を短縮し、又は延長し、若しくは指名停止の解除をすることが相当と認められるときも、同様とする。

（審査会及び決定）

第13条 町長は前条による報告を受けたときは、速やかに指名審査委員会に諮問し、指名停止の可否及び指名停止期間について決定するものとする。

（指名停止等の通知）

第14条 町長は、前条の規定に基づき指名停止が決定されたときは、各課等の長に通知（様式第2号）するとともに、当該有資格業者に対しても通知（様式第1号）するものとする。また、第9条の規定により指名停止の期間が変更されたとき（様式第3号）又は第10条の規定により指名停止の解除が決定されたとき（様式第4号）も同様とする。

2 前項の場合において、町長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該有資格業者に対して通知を省略することができる。

3 第1項の規定による指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が町発注工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（工事完成保証及び下請負の禁止）

第15条 有資格業者は、指名停止期間中は、町が発注した工事の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることができない。

（随時契約の相手方の制限）

第16条 有資格業者が指名停止を受けている期間中は、当該有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

（災害時の特例）

第17条 災害等により応急仮工事など緊急に施工を要する工事又は特殊な技術を要する工事等やむを得ない事由があると認めるときは、指名停止期間中の有資格業者であっても、審査会に諮って指名又は随意契約の相手方とすることができる。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第18条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面（様式第5号）又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(他の業者の指名停止等)

第19条 測量、設計、調査及び工事材料、物品、役務等の有資格業者であって、指名停止等を行う必要があると認められる場合は、この要綱を準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成6年9月5日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。

別 表 指 名 停 止 基 準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 競争入札参加資格審査申請における当該申請書及び添付書類（町長が必要と認めた書類を含む。）又は入札前における提出書類に虚偽の記載をし、工事及び物品調達等の契約（以下「調達契約」という。）の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上12カ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 町と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「町発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上12カ月以内</p>
<p>3 県内における工事で、町発注工事以外の工事（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上6カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、町と締結した調達契約の履行に当たり契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上8カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上6カ月以内</p>
<p>6 県内における一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上3カ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 県内における一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が町職員又は県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>10 役員又は使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から 12カ月以上24カ月以内</p> <p>6カ月以上24カ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>11 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>12 町又は県内の他の公共機関と締結した調達契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6カ月以上24カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 12カ月以上24カ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>13 役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から 6カ月以上24カ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>14 町又は県内の他の公共機関と締結した調達契約に関し、役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6カ月以上24カ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>15 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3カ月以上24カ月以内</p>
<p>16 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合で、次のイ又はロに該当し、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(1) 県内を対象とする調達契約において、建設業法の規定に違反し監督処分がなされた場合</p> <p>(2) 建設業法の規定に違反し、東北管内における許可行政庁から監督処分がなされた場合</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>17 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上12カ月以内</p>
<p>18 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上12カ月以内</p>

○朝日町建設工事請負業者指名停止要綱の運用方針について

本要綱に定める指名停止等の運用に当たっては、次によるものとする。

本文中 第1条関係（指名停止）

指名停止、指名回避、指名留保、不選定等の名称のいかんを問わず、一定の要件に該当するため、工事を受注させるのにふさわしくない有資格業者について、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。

第4条関係（下請人の指名停止）

有資格業者である下請負人（発生原因者）の指名停止を行う場合は、有資格業者である元請負に対しても同一事由により指名停止をすることができるものであること。

第14条2号関係（指名停止の通知）

「町長が通知する必要がないと認める相当な理由」とは、過去24カ月間にわたり指名を受けた実績のない場合等を指すものであること。

措置要件中 第2号関係（過失による粗雑工事）

「施行に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき」とは、会計検査院、県監査委員及び町監査委員に指摘され、指摘事項が国会、県議会及び町議会に報告されたとき、又は工事の施工成績が著しく不良で町に対して損害を与えたとき。

同第3号関係

「一般工事」とは、県内に所在する公共機関（国、県、市町村、公社、公団等をいう。）が施工する公共工事を指すものであること。

同第4号関係

「契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき」とは、次のような場合を代表的な例とする。

- （1） 正当な理由がなく、履行遅滞となり損害金を徴収されたとき。
- （2） 工事の施工不良を再三指摘されても改善がなされないとき。
- （3） 書面による承諾を得ないで、一括下請けに付したとき。

同第5号から第8号関係

- （1） 町発注工事及び一般工事のいずれの工事においても、次の場合は原則として指名停止を行わないものとする。

- ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合。（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転による事故等）
 - イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で侵入したことにより生じた事故等）
- (2) 町発注工事における事故（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてアの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。
- ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合。
 - イ 警察署及び労働基準監督署等による当該工事の現場代理人等の逮捕、送検等が行われたことを知った場合。
- (3) 一般工事における事故（第6号及び8号関係）についての、安全管理の措置が不適切であり、かつ当該事故が重大であると認められるのは、原則としてアの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。
- ア 警察署及び労働基準監督署等による当該工事の現場代理人等の逮捕、送検等が行われたことを知った場合。
 - イ 新聞報道、公表された工事事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白であることが判明できる場合。

同第5号関係（公衆損害事故）

「公衆に死傷又は損害を与えたとき」と認められるときについて、公衆とは、当該工事関係者以外の者全てをいい、その場合において死亡させたときは3カ月～6カ月、負傷又は損害を与えたときは1カ月～6カ月の措置をとるものであること。

同第7号関係（工事関係者事故）

「工事関係者を死傷させたとき」と認められるときにおいて、死亡させたときは1カ月～4カ月、負傷させたときは2週間～2カ月の措置をとるものであること。

同第10号関係（贈賄）

「県外の他の公共機関」の対象区域は、原則として「一般役員等」を含むものについては、東北各県とし、「代表役員」のみに係る者については全国とするものであること。この場合において東北各県とは、東北六県及び新潟県をいうものであること。

同第11号及び第12号関係（独占禁止法違反行為）

独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反した場合は、次の(1)から(4)までに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

- (1) 排除措置命令
- (2) 課徴金納付命令
- (3) 刑事告発
- (4) 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕別表指名停止基準第11号及び第12号の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、当該期間が別表指名停止基準第11号及び第12号に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第11条第1項の規定を適用するものとする。

同第11号及び第17号関係（独占禁止法違反行為、不正又は不誠実な行為）

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。

同第15号及び第16号関係（建設業法違反行為）

「建設業法の規定に違反し、監督処分を受けた場合で、・・・調達契約の相手方として不相当であると認められるとき」とは、原則として、建設業法の規定に違反し、営業停止処分又は取消し処分がなされた場合をいう。

同第17号関係（不正又は不誠実な行為）

「業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき」とは、次のような場合を代表的な例とする。

- (1) 従業員又は下請負者若しくは資材業者に対し、正当な理由がなく賃金、下請負代金又は資材代金の不払があったとき。
- (2) 民間工事における公衆災害事故等で、当該事故が特に重大であると認められるとき。
- (3) 脱税、詐欺、産廃法違反等の法令違反があったとき。
- (4) 贈賄の容疑により逮捕され、起訴猶予となったとき。
- (5) 指名競争入札において複数回にわたり辞退届を提出しないで入札を欠席したとき。
(1回目は口頭注意、2回目（1回目の口頭注意を受けた日から24か月の間）は書面注意通知、3回目（2回目の書面注意を受けた日から24か月の間）は指名停止とする。)

附 則

この運用方法は、平成6年9月5日より施行する。

この運用方法は、平成21年4月1日より施行する

この運用方法は、平成22年8月1日より施行する

この運用方法は、平成26年12月26日より施行する

様式第 1 号

第 号
年 月 日

各 課 等 の 長 殿

朝 日 町 長

指 名 停 止
建設業者の指名停止期間の変更について（通知）
指 名 停 止 の 解 除

このことについて、下記のとおり決定したので、事務の執行に当たっては遺憾のないよう配慮願います。

記

- 1 指名停止業者の住所、商号又は名称及び代表者氏名
- 2 指名停止（期間の変更・解除）の理由
- 3 指名停止（期間の変更）の期間
年 月 日から 年 月 日まで カ月間

（注）

- 1 執行に当たっては、該当する内容を記載すること。
- 2 書面による警告又は注意についても、記の 3 を除き本様式に準じること。

第 号
年 月 日

様

朝 日 町 長

指 名 停 止 通 知 書

このことについて、町は「朝日町建設工事請負業者指名停止要綱」に基づき、下記のとおり決定したので通知する。

なお、今後再びこのような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、必要な改善措置をとられたい。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで カ月間

様式第3号

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 様
代表者氏名

朝 日 町 長

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨通知したところであるが、このたび下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
年 月 日から 年 月 日まで カ月間
- 2 変更後の指名停止の期間
年 月 日から 年 月 日まで カ月間
- 3 変更の理由

様式第 4 号

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 様
代表者氏名

朝 日 町 長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨通知したところであるが、このたび下記理由により当該指名停止を解除したので通知する。

記

指名停止解除の理由

様式第 5 号

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
様

朝 日 町 長

警 告 (注意) 書

あなたは、下記のことについて、建設業者として不適当な行為があったと認められる。今後、再びこのようなことのないよう、厳重に警告（注意）する。

記

不適当と認められる行為